

鳥取縣公報

號

昭和九年十月一日

外

月 曜 日

告 諭

◇鳥取縣告諭第三號

今次ノ風水害ニ因ル被害ハ其ノ地域極メテ廣ク災禍ノ激甚ナルコト殆ント其ノ比ヲ見サル所ナリ
畏クモ

聖上陛下ニ於カセラレテハ今次ノ災害ヲ痛ク御軫念アラセラレ曩ニ救恤ノ資ヲ賜ヒ今亦特ニ侍從ヲ
御差遣アラセラレ優渥ナル 聖旨ヲ賜フ 天恩ノ洪大無邊ナル洵ニ恐懼感激ノ至リニ禁ヘス災禍突
發セルヤ直ニ諸員ヲ督シテ應急ノ處置ヲ講シ官民相提携シテ日夜之ガ復興ノ速カナランコトヲ期シ
タリシガ今 聖旨ヲ拜シ感泣措ク能ハサル所ナリ 縣民深ク 聖旨ヲ奉體シ特ニ災後ノ保健衛生ニ
留意シ憐保相助ノ美風ヲ發揚シ戮力協心復興ニ盡瘁シ以テ至仁至慈ナル 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ
期スヘシ

右告諭ス

昭和九年十月一日

鳥取縣知事

中

谷

秀

昭和九年十月一日印刷
昭和九年十月一日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取縣高郡大正村大字古海支所